

# 岐阜県公報

号外 (土) 令和六年四月一日

## 目次

### 規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

(私学振興・青少年課)

一

### 告示

公金事務の委託

指定納付受託者の指定

公金事務の委託

公金事務の委託

公金事務の委託

(税務課)

(地域振興課)

(同)

(産業デジタル推進課)

(博物館)

一

二

二

三

三

## 規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十六号

岐阜県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十六年岐阜県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「環境生活部環境生活政策課」を「環境生活部県民生活課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

岐阜県告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第二項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ゆうちよ銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号	県税及び特別法人事業税に係る徴収金	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

岐阜県告示第七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
一般社団法人岐阜県自動車会議所 岐阜市日置江二六四八番地の二	自動車税（環境性能割・種別割）及び軽自動車税環境性能割に係る徴収金	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日から令和七年四月七日まで

岐阜県告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により指定納付受託者の指定をしたので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定納付受託者の指定をした日	指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等	指定納付受託者に歳入を納付させる期間
株式会社十六カード 岐阜市神田町七丁目二番地	令和六年四月一日	ふるさとぎふ振興寄付金に係る寄附金	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号	同右	同右	同右
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号	同右	同右	同右
PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号	同右	同右	同右
楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目一四番一号	同右	同右	同右

岐阜県告示第七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ゆうちよ銀行	ふるさとぎふ振興寄付金に	令和六年四月一日	令和六年四月一日	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで

東京都千代田区大手町二丁目三番一号  
 係る寄附金  
 一日まで

岐阜県告示第百八十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託した日	指定公金事務取扱者に委託する期間
株式会社ブイ・アイ ル・テクノセンター 各務原市テクノプラ ザ一丁目一番地	テクノプラザ ものづくり支 援センター目 的外使用料及 び施設貸借 料	令和六年 四月一日	令和六年 四月一日	令和六年四月一日か ら令和十一年三月三 十一日まで

岐阜県告示第百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

なお、岐阜県博物館の使用料の徴収事務の委託に関する告示（平成三十一年岐阜県告示第百三十一号）は、廃止する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地	指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等に係る歳入等	指定公金事務取扱者の指定をした日	指定公金事務取扱者に委託をした日	指定公金事務取扱者に委託する期間
---------------------------	--------------------------------	------------------	------------------	------------------

昭和建物管理株式会社 岐阜支社 岐阜市宇佐南四丁目 八番一六二〇一号	岐阜県博物館 条例（昭和五十一年岐阜県 条例第八号） 第六条に規定 する入館料	令和六年 四月一日	令和六年 四月一日	令和六年四月一日か ら令和七年三月三十 一日まで
---	---	--------------	--------------	--------------------------------

令和六年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社